

第34回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～競争的な電力・ガス市場研究会 中間論点整理～

平成30年10月23日（火）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

競争的な電力・ガス市場研究会の構成

- ・ 小売自由化以降2年（ガスは1年）の競争の状況を踏まえ、規制運用の在り方や電気経過措置料金の解除基準に関し、競争政策の理論的見地から検討するために、電力・ガス取引監視等委員会事務局長の私的懇談会として設置。（座長：小田切宏之一橋大名誉教授）。

（委員）

池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科 教授	（敬称略、五十音順 ◎：座長）
宇都宮 秀樹	森・濱田松本法律事務所 弁護士	
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授	
◎ 小田切 宏之	一橋大学 名誉教授	
川濱 昇	京都大学大学院法学研究科 教授	
草薙 真一	兵庫県立大学 経済学部 教授	
武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科 教授	
田中 誠	政策研究大学院大学 教授	
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所・公共政策大学院 教授	
柳川 隆	神戸大学大学院経済学研究科 教授	
和久井 理子	大阪市立大学 特任教授（第4回まで）	

（オブザーバー）

大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事
大谷 真哉	中部電力 執行役員 販売カンパニー 事業戦略室長
國松 亮一	一般社団法人 日本卸電力取引所 企画業務部長
佐藤 悦緒	電力広域的運営推進機関 理事
澤井 景子	消費者庁 消費者調査課長
沢田 聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
柴山 豊樹	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長
下村 貴裕	資源エネルギー庁 電力産業・市場室長
谷口 直行	株式会社エネット 取締役 営業本部長 兼 低圧事業部長
塚田 益徳	公正取引委員会 調整課長
矢野 洋子	元東京消費者団体連絡センター 事務局長

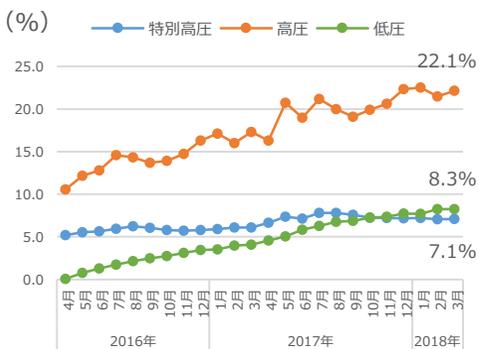
中間論点整理の概要

- 今後、我が国電力・ガス市場の特徴を十分に踏まえつつ、競争政策を推進し、需要家や事業者が自由化によって得る利益を最大化していく必要がある。なお、具体的措置が検討されるに当たっては、エネルギー政策全体としての総合的判断も含め検討される必要がある。

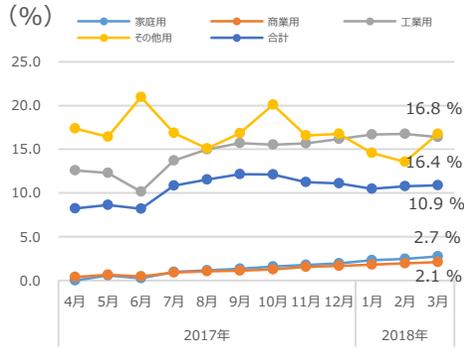
現状

- ✓ 新電力シェアは着実に拡大(電圧別に濃淡、一部エリアで高圧・特高のシェア拡大が鈍化との指摘も)
- ✓ ガス市場への参入は限定的(都市部のみ)

新電力シェア推移 (販売電力量ベース)



新ガスシェア推移 (ガス販売量ベース)



我が国電力・ガス市場の特徴

- ✓ 各地域で発電及び小売の市場支配的事業者が垂直統合 → 独占力行使に加え、3つの理論的懸念 (ガスも同様)

① 電源・顧客囲込み (市場閉鎖)

② 内部補助による競争の歪み

③ 寡占的協調



自由化の果実は、競争的な市場で実現

(競争の停滞は料金の高止まり、イノベーションの停滞につながる)

*注 電力市場については、旧一電の自主的取組(余剰電源の市場投入等)によって、市場閉鎖の懸念はある程度緩和(来年度、ベースロード市場への電源供出も予定)。

競争政策上の個別課題 (例)

凡例: ①電源・顧客囲込みに関する事項 ②内部補助に関する事項

小売市場

長期契約 (包括契約、尺取営業)

差別対価 (特に電気における取戻し営業等)

競争相手を排除する不合理なセット割引

卸売市場

新電力との卸供給交渉のあり方 (競争相手である小売部門が窓口となることの課題)

電源開発の電源 (水力、石炭) への新電力アクセス

余剰発電所の新電力への売却協議拒否等

* 上記個別課題とは別に、競争政策上、発電部門が機会費用を考慮し利潤最大化を図ることが理想的。市場の歪みを監視するため、会計の透明性向上*が有効。
*一般的には会計分離等。当面、当局の実態把握等が重要

電気の経過措置料金規制* について

*消費者等に対する規制料金 (経過措置料金)。2020年以降に廃止。

- 一般論として、「規制なき独占」を防止できるのであれば、**市場の規律に委ねることが合理的**。
- 解除基準として**次の3項目を総合的に判断**する必要。なお、実効的な事後監視が必要。
 - ① 消費者等の状況、
 - ② 十分な競争圧力の存在*
 - ③ 競争の持続的確保

*「有力・独立・複数の競争者」、十分な「供給余力」、寡占的協調の恐れ 等
- 三段階料金に関し、「原価以下の供給の義務付けは競争を歪める」「大家族が相対的に負担大」「省エネに資する代替的な取組が必要」といった意見。

事業法による競争政策の推進*

*基本法である独占禁法による対応も期待。